

# 高知市街路緑化基準

令和2年4月1日

高知市都市建設部道路管理課  
道路整備課  
みどり課

# 目次

第1章	総則	
1-1	目的	1
1-2	基本方針	1
1-3	適用の範囲	1
1-4	用語の定義	1
第2章	歩道等の植栽	
2-1	植栽の効果	3
2-2	植栽形式	3
2-3	植樹帯の規格・構造	4
2-4	植樹樹の規格・構造	4
2-5	植樹帯及び植樹樹の設置位置	5
2-6	植樹帯及び植樹樹の植栽基準	5
第3章	中央分離帯の植栽	
3-1	植栽の効果	8
3-2	選定基準	8
3-3	植栽基準	8
第4章	樹種及び土壌等の設計・施工	
4-1	樹種の選定	10
4-2	植栽土壌	10
4-3	施工	12
第5章	維持管理	
5-1	維持管理の基本	13
5-2	街路樹、植樹樹等の移設、復旧	13
5-3	並木（高木）の安全対策	13
5-4	並木（高木）の更新	13
5-5	地域住民との協働	13

## 第1章 総則

### 1-1 目的

この基準は、市道における適切な緑化及び維持管理を行うことを目的とし、一般的な指針としてまとめたものである。

### 1-2 基本方針

道路空間緑化は、道路の交通機能及び構造との調和を図りながら、道路景観の向上、季節感の演出、ヒートアイランド現象の緩和、緑陰の提供のほか、沿道及び都市全体の自然環境の保全と創出に資するよう推進する。

### 1-3 適用の範囲

この基準は、高知市が管理する、または管理することとなる道路法上の道路における緑化に適用する。

### 1-4 用語の定義

用語の定義は、次のとおりとする。

#### (1) 街路樹

道路用地の中の植樹帯、植樹柵、分離帯の中に列状に植栽される高木をいい、道路法面に植栽される高木は含めない。

#### (2) 街路樹等

街路樹及び道路用地の中の植樹帯、植樹柵、分離帯の中に植栽される中木、低木、地被植物、草花をいい、道路法面に植栽される中木、低木、地被植物、草花は含めない。

#### (3) 高木

主に並木等の単木として使用し、完成樹形の樹高を3メートル以上で管理する樹木。

#### (4) 中木

主に植列や群植として使用し、完成樹形の樹高を1メートル以上3メートル未満で管理する樹木。

#### (5) 低木

完成樹形を1メートル未満で管理する樹木。

#### (6) 地被植物

芝、木本植物、草本植物、つる性植物、ササ類等の地表面あるいは壁面を被覆する樹高の低い植物。

#### (7) 草花

花等の草本植物（ただし、地被植物を除く）。

(8) 植樹帯

街路樹等を植栽するために、縁石線又はさくその他これに類する工作物により区画して設けられる帯状の道路の部分。

(9) 植樹枿

主として街路樹を植栽するために、歩道等の一部に縁石等で区画して設けられる植栽地。

(10) 中央分離帯

車線を往復の方向別に分離し、及び側方余裕を確保するために設けられる帯状の道路の部分。

## 第2章 歩道等の植栽

### 2-1 植栽の効果

歩道等の植栽には、道路景観の向上、季節感の演出、沿道の環境保全のほか、歩車道分離機能の強化による道路利用者の安全確保、緑陰の提供、しゃへい、視覚誘導とともに、防風、防塵、防煙、防火、騒音の緩和、大気浄化、ヒートアイランド現象の緩和、生物の生息場所の確保などの効果があるため、植栽にあたっては、これらについても、配慮することが望ましい。

### 2-2 植栽形式

歩道等の植栽形式は、歩道等の幅員、道路の構造、交通の状況、沿道の土地利用状況などを勘案した上で、表-1に基づき検討する。(図-1参照)

表-1 植栽形式

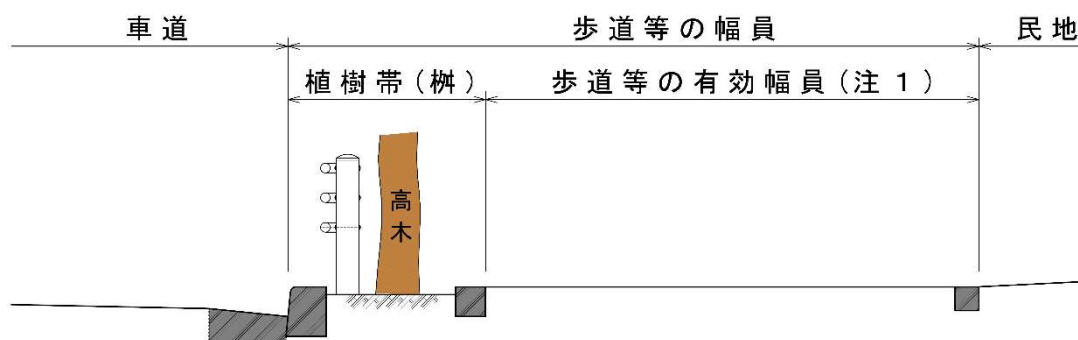
歩道等の幅員	種別	交通状況等	歩道等の有効幅員(注1)	植栽形式
4.5m以上	自転車歩行者道	歩行者の交通量が多い(注2)	4.0m以上	植樹帯
	歩道	歩行者の交通量が多い	3.5m以上	植樹帯
	自転車歩行者道 歩道	その他の道路	3.0m以上	植樹帯
4.5m未満	自転車歩行者道	その他の道路	3.0m以上	植樹柵
	歩道	その他の道路	2.5m以上	植樹柵
	歩道	その他の道路	2.0m以上	植樹柵 (注3)

(注1) 歩道、自転車歩行者道および自転車道の有効幅員

(注2) 500人/日以上を目安とする。

(注3) 交通の状況、沿道の土地利用等、特に必要があると認められる場合に限り設けることができる。

図-1 植樹帯等の断面図



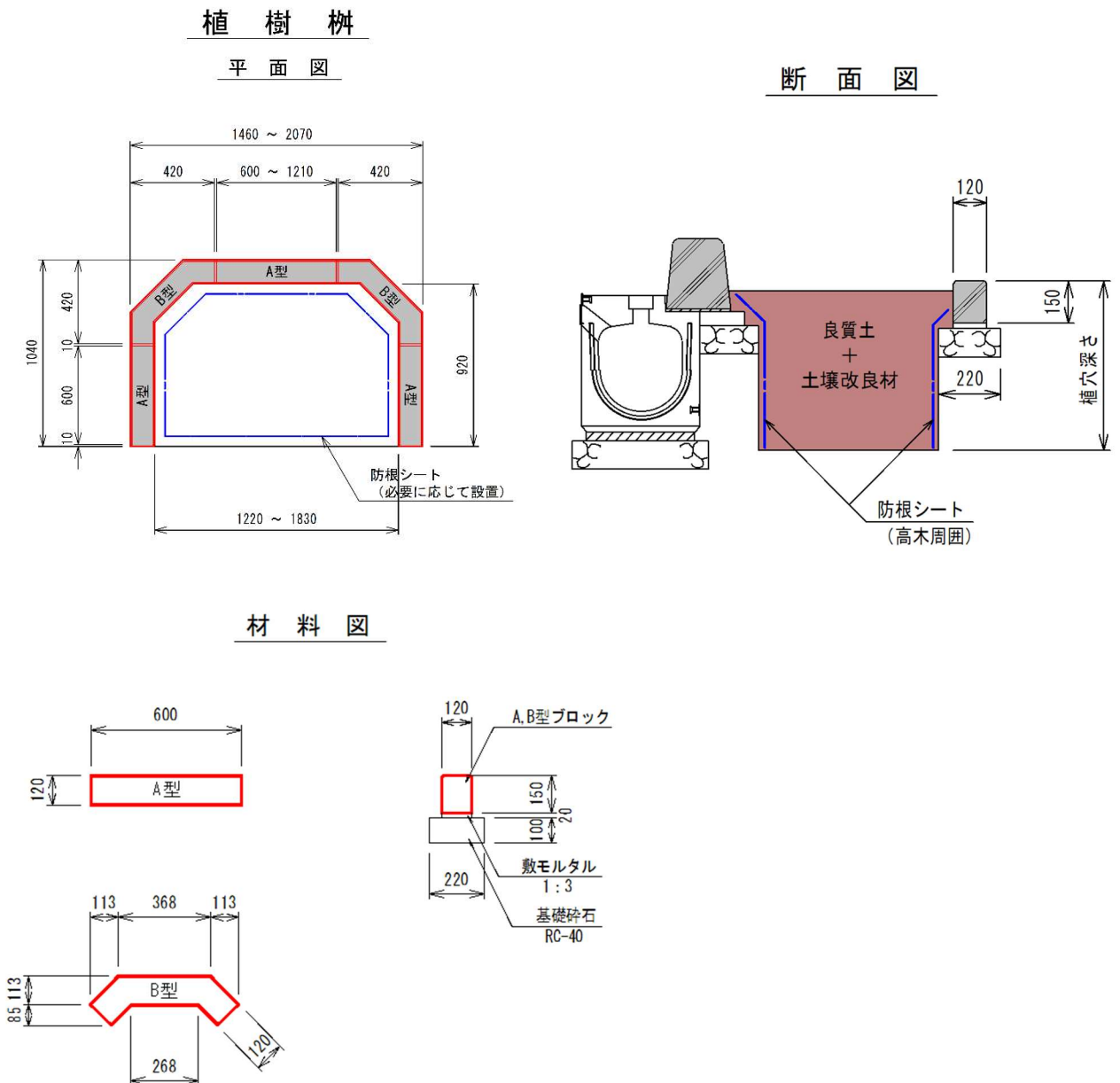
### 2-3 植樹帯の規格・構造

- (1) 植樹帯の幅員は、1.0メートル以上を確保する。
- (2) 植樹帯は、周囲をコンクリートブロック、レンガなどで築造し、歩道等の路面水の流入を妨げ、また、植樹帯内の土砂が車道等に流出しない構造とする。

### 2-4 植樹枿の規格・構造

- (1) 植樹枿の平面形状は、次の図を標準とする。(図-2参照)
- (2) 植樹枿は、周囲をコンクリートブロック、レンガなどで築造し、歩道の路面と同一の高さとするを原則とする。また、植樹枿内の土砂が車道等に流出しない構造とする。

図-2 植樹枿構造図



## 2-5 植樹帯及び植樹柵の設置位置

- (1) 植樹帯及び植樹柵の設置位置は、歩道等の車道寄りを原則とする。
- (2) 次に掲げる歩道等の部分には、植樹帯及び植樹柵を設置しない。(図-3、図-4参照)
  - ①交差点内の歩道等の縁石の巻込み端部から3メートル以内の部分。ただし、大規模な交差点内で特に交通の支障とならないような場所については、地被植物、草花、などを植栽するための植樹柵を設置することができる。
  - ②横断歩道、自転車横断帯の前後から3メートル、乗り入れ施設の両端から0.5メートル以内の部分。
  - ③横断歩道橋(地下道・エレベーター棟を含む)の昇降口から3メートル以内の部分。
  - ④バス停留所標識設置位置から車両進行方向1メートル、手前9メートル以内の部分。
  - ⑤電話ボックス、公衆便所の出入口、郵便ポスト、マンホール、消火栓等の付近。
  - ⑥その他道路機能上又は構造上支障となる部分。
- (3) 植樹帯を設置する場合は、ます類、道路照明または道路標識の基礎、地上機器、電柱などを植樹帯内に取り込むことができる。

ただし、取り込む施設の設置位置は、高木などの植栽位置を考慮しなければならない。

また、当該施設を管理する上で必要な範囲や、低木が植栽不可能な余地は舗装等を実施するものとする。

これらの施設を植樹帯内に取り込むことが適当でないときは、それぞれの物件の管理者と協議して、これを移設又は撤去させることができる。
- (4) 植樹柵を設置する場合は、原則として、ます類、マンホール、占用物件などを植樹柵内に取り込まない。

## 2-6 植樹帯及び植樹柵の植栽基準

- (1) 街路樹の植栽間隔は、6メートルから8メートルを標準とする。ただし、植栽する樹種によっては10メートルから12メートルとすることができる。
- (2) 道路の両側で相対する街路樹は、同一樹種で連続することを原則とする。
- (3) 同一路線における街路樹の樹種の変更は、主要交差点、橋梁、鉄道などで区切られる場合とする。
- (4) 植樹帯は、街路樹をとり込んだ低木による連続植栽を標準とする。なお、植樹帯の幅員、沿道の状況などによっては、地被植物などによる植栽を併用することができる。
- (5) 交差点、横断歩道、自転車横断帯、乗り入れ施設などの付近では、見通しを確保するように植栽しなければならない。

(6) 次に掲げる植樹帯の部分には、街路樹を植栽しない。

- ①植樹帯端部から0.5メートル以内の部分。
- ②信号柱の設置位置から5メートル、道路照明の設置位置から3メートル以内の部分。
- ③横断歩道橋(地下道・エレベーター棟を含む)の昇降口から3メートル以内の部分。
- ④電柱、道路標識から3メートル以内の部分。
- ⑤その他道路機能上または構造上支障となる部分。



図-3

植樹帯標準設置図

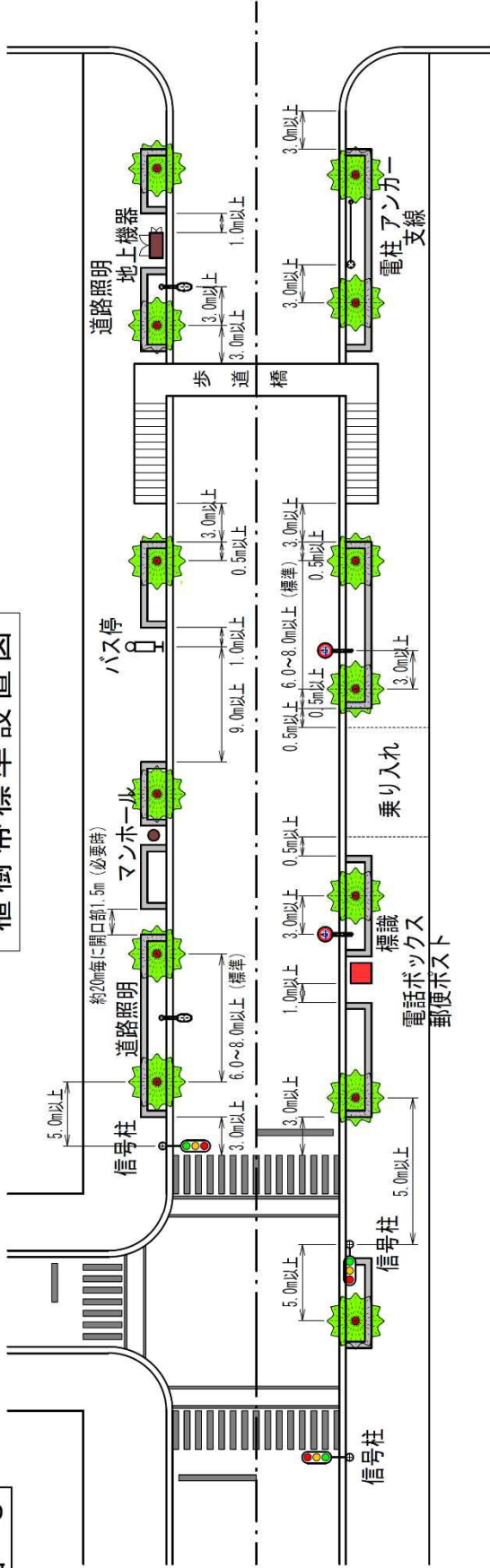
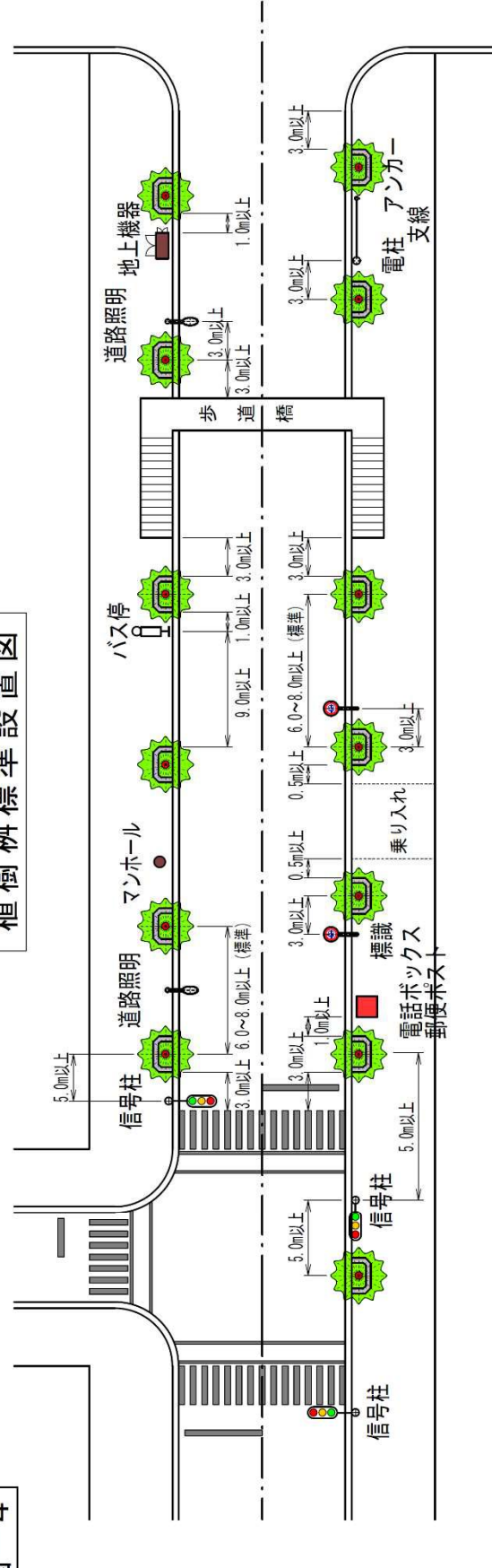


図-4

植樹柵標準設置図



## 第3章 中央分離帯の植栽

### 3-1 植栽の効果

中央分離帯の植栽には、道路景観の向上のほか、対向車線の分離を明確化することによる自動車通行の円滑化、視線誘導、しゃ光、横断防止など交通安全上の効果があるため、植栽にあたっては、これらについても配慮することが望ましい。

### 3-2 選定基準

幅員が1.5メートル以上の中央分離帯には、原則として植栽する。

### 3-3 植栽基準

中央分離帯の植栽は幅員別に構成し、表-2を標準とする。(図-5参照)

- (1) 中央分離帯は、低木、地被植物などによる植栽を標準として、幅員が3メートル以上ある場合には、高木を検討する。
- (2) 中央分離帯の開口部において、中央分離帯の先端及び横断歩道、自転車横断帯端部から5メートル以内は視距を確保するため植樹帯を設けない。
- (3) 中央分離帯の先端及び横断歩道、自転車横断帯の端部、開口部付近で道路が屈曲している箇所においては、視距を確保するように植栽しなければならない。

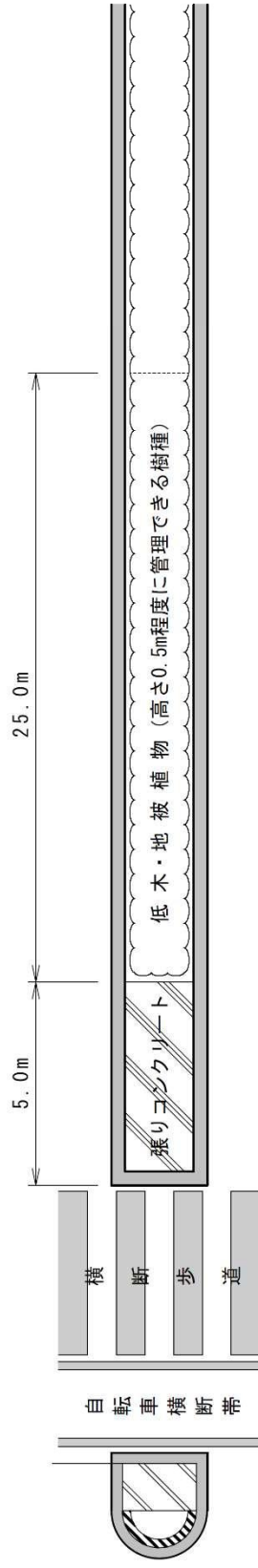
表-2 中央分離帯の植栽基準

分離帯幅員	種 別				
	高木	中木	低木	地被植物	草花
1.5m以上 3.0m未満	×	×	○	○	×
3.0m以上	○	×	○	○	×
備 考					

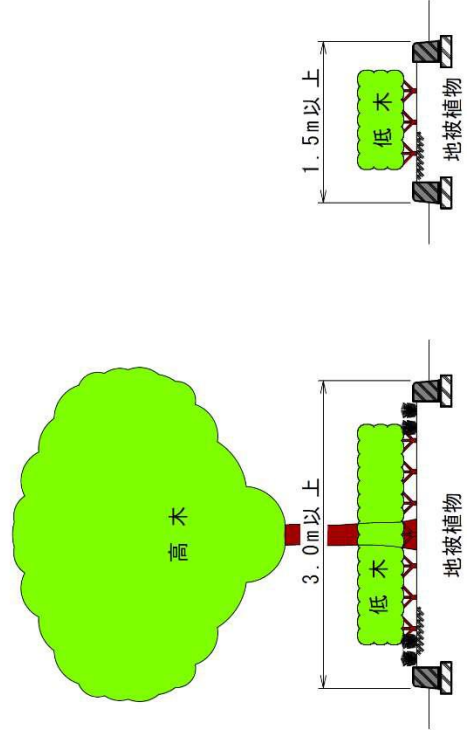
※先端部から5メートル以内は植栽しない

図-5

中央分離帯標準設置図



標準断面図



## 第4章 樹種及び土壌等の設計・施工

### 4-1 樹種の選定

(1) 道路空間緑化に用いる樹種については、それぞれの特性を考慮の上、植栽地の環境条件に適した樹種を選定する。(道路緑化技術基準・同解説(昭和63年12月)

【資料編】資料3・資料5「樹種等特性」等を参照)

(2) 樹種の選定にあたっては、次の事項を満たすように留意しなければならない。

- ① 一定区間における街路樹は、同一の樹種を使用することを原則とする。低木は常緑樹を主体とすること。
- ② 樹姿が美しく、病虫害・日照りに強い樹種であること。
- ③ 活着しやすく、生長が良好な樹種であること。
- ④ 土壌、大気、気象などの環境条件に適した樹種であること。
- ⑤ 維持管理の容易な樹種であること。
- ⑥ 同一樹種、同一規格のものが一定数量入手可能であること。
- ⑦ 地域の特質を考慮し、沿道条件などの諸条件に適した樹種であること。

### 4-2 植栽土壌

(1) 植栽の植栽土壌については、樹木などの生育に適する土壌を確保するように努め、不適當な場合は客土を行う。

また、植栽する樹木などの種類、大きさなどを考慮しつつ、客土による改良や排水性、保水性の確保などを検討する。

客土の量は、植栽する樹木の種類、大きさなどを考慮して決定しなければならない。

(2) 鉢容量及び鉢穴容量は表－3を参考に決定する。また、土壌改良材の使用量は表－4を参考に決定する。

表－3 鉢容量及び鉢穴容量（土木工事標準積算基準書（高知県）より）

形状	幹周 (cm)	鉢径	鉢の深さ	植穴径	植穴深さ	鉢容量	植穴容量
		(cm)	(cm)	(cm)	(cm)	(m3)	(m3)
高木	10未満	33	25	69	37	0.017	0.09
	10以上 15未満	38	28	75	40	0.028	0.14
	15以上 20未満	47	33	87	46	0.061	0.27
	20以上 25未満	57	39	99	53	0.11	0.44
	25以上 30未満	66	45	111	59	0.17	0.65
	30以上 35未満	71	48	117	62	0.21	0.76
	35以上 45未満	90	59	141	75	0.4	1.34
	45以上 60未満	113	74	171	90	0.74	2.28
	60以上 75未満	141	91	207	109	1.32	3.7
75以上 90未満	170	108	243	128	2.08	5.45	
形状	樹高 (cm)	鉢径	鉢の深さ	植穴径	植穴深さ	鉢容量	植穴容量
		(cm)	(cm)	(cm)	(cm)	(m3)	(m3)
中低木	30未満	15	8	29	23	0.001	0.015
	30以上 50未満	17	10	33	26	0.002	0.022
	50以上 80未満	20	12	37	28	0.004	0.03
	80以上100未満	22	13	41	31	0.005	0.04
	100以上150未満	26	16	46	35	0.008	0.057
	150以上200未満	30	19	54	40	0.013	0.09
	200以上250未満	35	23	61	46	0.022	0.133
	250以上300未満	40	26	69	51	0.032	0.188

(注) 鉢容量＝埋戻不足土量

表－4 土壌改良材標準使用量（高知市みどり課の基準より）

	高さ	パーク堆肥		油粕		固形肥料		パーライト		
		20kg/袋	20kg/袋	20kg/袋	20kg/袋	1000個/袋	1000個/袋	50L/袋	50L/袋	
中低木	50cm未満	3 kg	0.15 袋	0.3 kg	0.015 袋	3 個	0.003 袋	1 L	0.02 袋	
	50cm以上100cm未満	3 kg	0.15 袋	0.3 kg	0.015 袋	3 個	0.003 袋	1 L	0.02 袋	
	100cm以上200cm未満	5 kg	0.25 袋	0.5 kg	0.025 袋	5 個	0.005 袋	5 L	0.10 袋	
	200cm以上300cm未満	10 kg	0.50 袋	1 kg	0.050 袋	10 個	0.010 袋	20 L	0.40 袋	
高木	幹周									
	15cm未満	10 kg	0.5 袋	1 kg	0.05 袋	10 個	0.010 袋	15 L	0.3 袋	
	15cm以上 25cm未満	30 kg	1.5 袋	3 kg	0.15 袋	30 個	0.030 袋	40 L	0.8 袋	
	25cm以上 40cm未満	40 kg	2.0 袋	4 kg	0.20 袋	40 個	0.040 袋	85 L	1.7 袋	
	40cm以上 60cm未満	80 kg	4.0 袋	8 kg	0.40 袋	60 個	0.060 袋	180 L	3.6 袋	
	60cm以上 90cm未満	150 kg	7.5 袋	15 kg	0.75 袋	100 個	0.100 袋	540 L	10.8 袋	
	90cm以上120cm未満	180 kg	9.0 袋	15 kg	0.75 袋	100 個	0.100 袋	730 L	14.6 袋	
	120cm以上135cm未満	250 kg	12.5 袋	15 kg	0.75 袋	100 個	0.100 袋	1000 L	20.0 袋	
	135cm以上150cm未満	320 kg	16.0 袋	15 kg	0.75 袋	100 個	0.100 袋	1300 L	26.0 袋	
	150cm以上	450 kg	22.5 袋	15 kg	0.75 袋	100 個	0.100 袋	1800 L	36.0 袋	
地被類	10 kg	0.5 袋	1 kg	0.05 袋	1 個	0.001 袋	10 L	0.2 袋		

- (3) 将来的な根上りを防止するため、防根シートを施工すること。(図－2 参照)  
また、タイル・自然石舗装など特に景観に配慮した歩道では、根上りしない植栽基盤改良を行うこと。

#### 4－3 施工

植栽の施工にあたっては、品質管理、工程管理、安全管理などに細心の注意を払うとともに、樹種に応じた植栽の適期に行うように努める。

やむを得ず、適期でない時期に植栽する場合は、かん水や樹木の栄養を十分行わなければならない。

## 第5章 維持管理

### 5-1 維持管理の基本

街路樹等，道路空間の緑の維持管理にあたっては，次の事項に留意する。

- (1) 快適な道路空間環境を保全し，豊かな緑が確保できるように保護育成する。
- (2) 道路交通の安全を確保するため，点検・パトロールなどを実施する。
- (3) 通行者及び沿道住民に対し，危険や不快感を与えないように努める。
- (4) 占用物件の維持管理もしくは機能確保のために必要となった街路樹の剪定については，占用者が自ら行うものとする。
- (5) その他，維持管理に関する事項については，道路緑化技術基準・同解説（平成28年3月）を参考に植栽地の管理を実施する。

### 5-2 街路樹等，植樹樹等の移設，復旧

- (1) 道路管理者以外が行う工事及び道路占用工事等によって街路樹等，植樹樹等の移設又は復旧の必要が生じた場合の費用は，原因者の負担とする。
- (2) 前記の工事が完了し，街路樹等を復旧する場合は，原状に回復することを原則とする。ただし，原状に回復することが不相当であり，かつ，道路管理者がやむを得ないと認めるときはこの限りでない。

### 5-3 並木（高木）の安全対策

高木などの根上りによる道路構造物の破損，根茎の民地への進入，歩行者・自転車の通行障害などを防止するため，防根シート敷設や，植樹樹・植樹帯の拡幅，根切りなどの適切な処置をしなければならない。

### 5-4 並木（高木）の更新

並木（高木）を更新する場合（樹種変更）は，既存の植樹帯や植樹樹の位置等がこの基準に照らして適正かどうかなどを確認し，植樹樹等の移設も含めて十分検討すること。

### 5-5 地域住民との協働

道路空間緑化の推進にあたっては，地域住民の理解や協力を得られるよう啓発に努めるとともに，地域住民と協働していく体制の構築を図る。

## 附 則

1. この基準は令和2年4月1日以降に実施する街路樹等の整備に適用する。